

令和 2 年 4 月 30 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2019

課題番号：15K04559

研究課題名（和文）通常の学校における「医療的ケア」提供システムの設計と開発

研究課題名（英文）Design and Development of inclusive education system for students with medical care in regular school

研究代表者

吉利 宗久（YOSHITOSHI, MUNEHISA）

岡山大学・教育学研究科・教授

研究者番号：60346111

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、通常の学校における「医療的ケア」の提供を法的に保障しながら、その性質や提供者の役割を判例の蓄積を通じて確立しつつある米国の経験に着目し、「医療的ケア」をめぐる学校システムの条件を明らかにすることを目指した。主な成果として、米国における学校での医療的ケア提供のための法的枠組みと課題を明らかにした。また、わが国の学校教育における教員の役割に関する意識の傾向を捉えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、学校教育における喫緊かつ不可欠な課題として指摘されながら、必ずしも十分に着手されていない通常の学校における「医療的ケア」児の支援システム開発に意義をもつと考える。わが国の先行研究の多くは、特別支援学校の視点を中心に検討されたものであり、インクルーシブ教育の展開を前提とした分析は極めて少ない。本研究では、インクルーシブ教育との関連性に注目しながら、通常の学校における「医療的ケア」児の支援システムを実体化し定着させる諸条件の解明を目的としており、医療を要する多様な児童生徒の学習保障に対しても波及的な知見を含むものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：The main purpose of this research project analyze to the legal and practical framework of the special needs education system for student with medical care in public regular school. Due to the major advances in medical technology, advances in the medical treatment options for students with special educational needs are being made at an astonishing rate. This approaches makes students with medical care possible to attend in regular class. As the fundamental study, court cases in the United states was investigated. Recent court cases indicated that medical care in the school right to receive an education. Additionally, some surveys for teachers of Japanese regular school in this research project has pointed to the importance of interprofessional collaboration between school nurses and teachers in the provision of quality educational support for students with medical cares.

研究分野：特別支援教育

キーワード：インクルーシブ教育 医療的ケア 特別支援教育

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

障害の有無にかかわらずすべての子どもが通常教育の一員として学習するインクルーシブ教育の思想と実践が世界的な趨勢となった。国連は障害者権利条約(第61回総会, 2006年12月)を採択し、その第24条「教育」においてインクルーシブな教育制度を原則とした。わが国においても、条約の批准に向けた国内法の整備が結実し、2014年2月に発効を迎えた。その間、中央教育審議会(2012)は、日本型インクルーシブ教育システムを構築するための実践的課題の一つとして、学校と医療、保健、福祉といった関係機関との連携の必要性を指摘し、教員と看護師などの専門家が連携した「医療的ケア」の実施体制を早急に整備すべきことを提言した。

「医療的ケア」の法的定義はみられないが、治療行為としての医療行為とは区別して、たんの吸引や経管栄養などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を指す。従来、たんの吸引や経管栄養は「医行為」と位置づけられ、医師や看護師などの資格を有さない教員が反復継続して行うことは法的に禁じられてきた。ただし、看護師の常駐や必要な研修の受講を条件に実質的違法性阻却の考え方にに基づき、特別支援学校における実施が許容されてきた(医政発第1020008号平成16年10月20日)。こうしたなか、介護保険法等の改正に伴い、特別支援学校の教員はもとより、一定の研修を受けた通常の学校の教員についても「医療的ケア」を実施することが制度上可能となった(23文科初第1344号平成23年12月20日)。この新制度への段階的な移行とともに、既存の学校システムを再構築することが要請されている。

実際に、「医療的ケア」を要する児童生徒の教育の場は特別支援学校が中心であったが、通常の学校で学ぶ機会も拡大しつつある。文部科学省(2014)によれば、公立の小・中学校において「医療的ケア」を要する児童生徒は、2013年度に813人(通常の学級303人, 特別支援学級510人)となった。さらに「医療的ケア」に限らず、医療的な配慮を視野に入れるならば、その対象は大幅に拡大することになる。日下ら(2014)が、厚生労働省の小児慢性特定疾患対策調査をもとに分析を行ったところ、患児の約90%が通常の学校に在籍していた。また局地的な調査(秋田県教育庁, 2014)ではあるが、公立小・中学校の多数(286/348校, 82.2%)に「慢性的な疾患で通院・投薬などの診療を継続的に受けている児童生徒」が在籍する実態が明らかにされている。すなわち、通常の学校においても、効果的な「医療的ケア」の提供システムを確立することが不可避の課題となり、究極的には慢性疾患患児等を含めた対応の仕組みを具体的に解明することが求められている。

一方、米国では1974年に全障害児教育法を制定して以来、「特殊教育関連サービス」の提供を保障してきた。「関連サービス」には、認定医による「医療的サービス」(medical services)や、スクールナース及び有資格職員による「学校保健サービス」(school health services)が含まれる。しかし、その定義にはサービスの具体的な範囲や内容が示されてこなかった。そのため、1980~90年代にかけて法解釈の曖昧さが論争を巻き起こし、判例においても異なる認定基準が採用された。最終的に、論争が連邦最高裁判所(Cedar Rapids v. Garret F., 1999)に持ち込まれた結果、法に規定された提供者によるサービスであれば、ケアの複雑性や費用上の負担は認定に影響しないとの判断が示された。そして、2004年の改正法は新たに「学校看護サービス」(school nurse services)を追加し、学校における医療的ケアの概念が整理された。ただし、サービス提供者の資格や技能といった運用の詳細は州法に委ねられており、それらの内容の分析がわが国のシステム構築にも有効な示唆を示すと考えられる。

以上から、インクルーシブ教育システムへの転換期を迎えた日本において、通常の学校での「医療的ケア」実施体制を如何に整備すべきかを追究する問題設定に至った。具体的には、先駆的に議論を展開してきた米国の経験を土台とし、わが国の法体系・学校組織・教育的資源の状況をふまえた「医療的ケア」提供システムの基盤を解明することを企図している。

2. 研究の目的

本研究では、インクルーシブ教育の理念に即した特別支援教育を推進し、定着させるための学校システムの構築に寄与する知見を得るため、主に次の点を究明する。

1) 米国における法制度の改正過程と判例の分析

学校における「医療的ケア」の提供を保障する法規定の内容とその生成過程を分析する。とりわけ、Garret 訴訟が示した法的枠組みが各州の施策に与えた影響や、実践レベルでの運用に反映される際の論点を判例の分析を通して明らかにする。

2) わが国における新制度を活用する方策の検証

慢性疾患患児の多くが通常の学校に在籍している現状を手がかりに、現行システムの実態把握と評価を行い、今後の「医療的ケア」提供システムを機能化する連携の具体策を明らかにする。また、特別支援学校における「医療的ケア」提供システムの構造も参考としながら、通常の学校の人的・物的条件のもとで教員が円滑に果たしうる役割の範囲と限界についての示唆を探る。

これらより、通常の学校において安全かつ効果的に「医療的ケア」を提供する学校システムの設計と導入に関する基盤的条件を明らかにする。

3. 研究の方法

インクルーシブ教育の導入には、各国の特殊な事情により模倣的移入は困難である。しかしながら、効果的な学校システムの運用を可能とする基盤的条件が存在すると考えられる。そこで、以下の分析視点を設定し、理論と実践の側面から段階的な検討を進めた。

わが国に先んじて問題に直面してきた米国の議論を出発点として、通常の学校における「医療的ケア」の実施体制を整備する過程で顕わになる実際的な課題とその論点を判例の分析を通して把握する。

上記で得られた知見に基づきながら、わが国の多職種連携体制における教員の役割範囲と機能について実態調査を通して特定するとともに、実践に必要なサポートの内容についても検討を行う。

4. 研究成果

第一に、米国の「医療的ケア」の提供体制をめぐる判例研究に取り組んだ。米国における「医療的ケア」の提供をめぐる議論とその中心的な論点を把握するための関連判例の収集と整理を行った。米国では、連邦裁判所と各州の裁判所が独立して併存しており、複雑な仕組みが構成されている。つまり、連邦法にとどまらず、むしろ各々の州法の規定との対応によって争点と判決を丹念に分析する作業が求められる。また、今日的課題の究明を意図して、連邦レベルでの法的枠組みを示した Garret 訴訟以降の判例に焦点化した検討を行った。

たとえば、カリフォルニア州法の規定をめぐる裁判 (American Nurses Association v. Torlakson) を取り上げ、その議論の論点を分析した(「通常の学校におけるインスリン投与の実践者をめぐる法解釈 - カリフォルニア州最高裁判所判決を中心に」『SNE ジャーナル』(日本特別ニーズ教育学会), 21, 172-185, 243.)。この裁判は、2005年の提訴以来、州法が誰にインスリンを投与することを認めるかの議論を展開し、最近(2014年5月)になって州最高裁判所での最終的な判断が確定した。スクールナースの長年の不足を背景に、訓練を受けた無資格の学校職員による薬物投与が容認された結果は、同様の潜在的問題を孕むわが国の今後のシステム設計に少なからぬ示唆を含むものである。また、特殊教育関連サービスに対する保護者の関与についての裁判事例に注目し、法運用の新たな動きを捉えた(「障害のある子どもの個別教育計画策定過程における親の参加とその権利 - Doug C. v. State of Hawaii Dept. of Education, 2013からの検討」. LD研究(日本LD学会), 24, 381-387.)。

加えて、国内調査による課題の究明を行った。前述した米国判例の分析とともに、わが国の現行システムの実態把握と評価を念頭に、先行研究の分析を進めた。通常の学校においては、当面、看護師の配置による「医療的ケア」の提供が目指されるものの、予算の制限や慢性的な人材の不足等による配置上の制約が見込まれ、教員による日常的な補助も要求されることが想定された。そこで、教員の医療的ケアに対する意識の実態を複数の実態調査から明らかにした(「学校教育における『医療的ケア』の位置づけをめぐる意識調査 非医療関係者である教員の現状把握と自己評価」. 『岡山大学教育学部研究集録』, 162, 71-77.; 病気の子どものための『合理的配慮』に対する教員の意識 学校種別に基づく分析を中心に. 『岡山大学教育学部研究集録』165, 33-41.) これらの成果に基づき、米国における支援システムの基盤 (Inclusive education for students with medical needs in the United States : Collaborative system with teacher and medical staff in Hawaii. 日本特殊教育学会第56回大会発表) や、国内の取り組みに関する到達点を捉えながら、今後の課題を提起した(特別支援教育の到達点と可能性(担当部分: 通常の学校における医療的ケアの提供をめぐる到達点と可能性 インクルーシブ教育システム構築のための課題. 金剛出版)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 天野 佑美・劉 文浩・趙 氷雁・吉利 宗久	4. 巻 8
2. 論文標題 障害のある子どもの教育成果に関する学校の役割：米国最高裁Endrew F. v. Douglas County SD (2017)の論点 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 岡山大学教師教育開発センター紀要	6. 最初と最後の頁 207-212
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） http://doi.org/10.18926/CTED/55819	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉利宗久	4. 巻 162
2. 論文標題 学校教育における「医療的ケア」の位置づけをめぐる意識調査 非医療関係者である教員の現状把握と自己評価	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 岡山大学教育学部研究集録	6. 最初と最後の頁 71-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 村上 理絵、吉利 宗久、仲矢 明孝	4. 巻 7
2. 論文標題 出生前診断に関する大学生の意識および知識に関する調査	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 岡山大学教師教育開発センター紀要	6. 最初と最後の頁 193 - 202
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉利宗久他	4. 巻 165
2. 論文標題 病気の子どものための「合理的配慮」に対する教員の意識 学校種別に基づく分析を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 岡山大学教育学部研究集録	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉利宗久	4. 巻 24
2. 論文標題 障害のある子どもの個別教育計画策定過程における親の参加とその権利 - Doug C. v. State of Hawaii Dept. of Education, 2013からの検討.	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 LD研究 (日本LD学会)	6. 最初と最後の頁 381-387
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉利宗久	4. 巻 21
2. 論文標題 通常の学校におけるインスリン投与の実践者をめぐる法解釈 - カリフォルニア州最高裁判所判決を中心に.	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 SNEジャーナル (日本特別ニーズ教育学会)	6. 最初と最後の頁 172-185, 243
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池内美香子、辻早紀、西野真寿美、南恭子、吉光美陽、吉利宗久	4. 巻 6
2. 論文標題 わが国の通常の学校における特別支援教育に関する判例動向 - インクルーシブ教育への示唆	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 岡山大学教師教育開発センター紀要	6. 最初と最後の頁 31-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉利宗久	4. 巻 38
2. 論文標題 インクルーシブ教育めぐる国際動向-欧米および日本における実態と変化の数量的把握	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 発達障害研究	6. 最初と最後の頁 34-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉利宗久	4. 巻 47(11)
2. 論文標題 「地域の学校に行きたい!」を叶える：医療的ケアを要する児童・生徒への対応課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教職研修	6. 最初と最後の頁 76-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 吉利宗久, 趙水雁, 劉文浩, 津島靖子
2. 発表標題 米国障害者教育法における「適切な」教育をめぐる法解釈 最高裁における判決の比較分析
3. 学会等名 日本発達障害学会第53回研究大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Munehisa Yoshitoshi , Ruth Silberstein
2. 発表標題 Inclusive education for students with medical needs in the United States :Collaborative system with teacher and medical staff in Hawaii
3. 学会等名 日本特殊教育学会第56回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 吉利宗久
2. 発表標題 学校における「医療的ケア」の提供対す教員現状認識と自己評価 在籍校種間の相違に着目して
3. 学会等名 日本育療学会第20回学術集会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 河合康, 小宮三彌, 吉利宗久, 他11名	4. 発行年 2018年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 210
3. 書名 特別支援教育と障害児の心理・行動特性	

1. 著者名 吉利宗久	4. 発行年 2017年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 42-49
3. 書名 共生社会の時代の特別支援教育	

1. 著者名 吉利宗久	4. 発行年 2018年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 11-20, 51-54
3. 書名 特別支援教育と障害児の心理・行動特性	

1. 著者名 吉利宗久	4. 発行年 2017年
2. 出版社 金剛出版	5. 総ページ数 182-185 (印刷中)
3. 書名 特別支援教育の到達点と可能性 (担当部分: 通常の学校における医療的ケアの提供をめぐる到達点と可能性 インクルーシブ教育システム構築のための課題)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----